



短期滞在者免税（183日ルール）

第235回

井上さん：みらい先生こんにちは。今度、インドネシア子会社の工場で製造工程を追加することになり、3カ月の予定でインドネシアへ出張することになりました。その間の私の給料に対する税金で注意すべきことはありますか。

みらい：インドネシア出張中の井上さんの給料は、本社（親会社）と子会社のどちらが負担するのですか。

井上さん：今まで通り本社が負担すると聞いています。

みらい：それでしたら、「短期滞在者免税」の適用を受けられる可能性がありますね。

井上さん：「短期滞在者免税」とは、何でしょうか。

みらい：国際税務の基本的な考え方として、給与所得に対する課税権は、実際に勤務を行う勤務地国（源泉地国）にあるとされていますが、源泉地国での滞在日数が短期間であれば、その期間の給料について源泉地国では課税しないという制度です。具体的な要件などは租税条約に定められています。

井上さん：一定の要件を満たせば、インドネシアでの課税はなくて、日本だけでの課税になるということでしょうか。

みらい：その通りです。

井上さん：「短期滞在者免税」が適用されるための要件はどのようなものでしょうか。

みらい：ポイントは3つあり、そのすべてを満たす必要があります。第一は、滞在期間に関するものです。この要件は国によって若干異なっているので注意が必要ですが、井上さんの出張先のインドネシアであれば、今年中（1月から12月）の滞在期間が183日を超えないこととされています。183日というのは、多くの国が採用しているところから「短期滞在者免税」は「183日ルール」とも呼ばれています。

井上さん：私の場合は、4月から6月までの3カ月ですから、この要件はクリアしていますね。ただ、作業の進捗状況によっては延長の可能性があると言われています。その場合はどうなりますか。

みらい：仮に滞在期間が延長されて、183日を超えてしまう場合には、短期滞在者免税の要件を満たさな

くなるので、元に戻って、当初の期間からインドネシアで課税されることとなります。

井上さん：当初の期間は日本で課税されていますよね。日本とインドネシアの両方で課税されることになりませんか。

みらい：その場合には、外国税額控除という制度を使って二重に課税されないようにするという方法があります。手続きは少し面倒ですが。

井上さん：そうですか、安心しました。残りの要件はなんでしょうか。

みらい：第二の要件は給料が全額日本法人から支払われているということです。

井上さん：なんらかの手当てを含めて、子会社から給与の一部分でも支給されれば、この要件に該当しないということですね。

みらい：現地のPE（恒久的施設）から支給することも認められません。第三の要件は、本社が支払った給料を子会社で負担しないということです。本社が井上さんに給料を支払ったあと、その分を子会社に負担させてはダメということです。

井上さん：良くわかりました。念のため本社に確認してみます。

みらい：租税条約に則った手続きが必要になりますが、現地の担当者に確認してもらえばいいでしょう。それでは、インドネシアでのお仕事頑張ってください。

< 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ

[本社：東京都千代田区・国内9拠点]

現地法人

- ・中国（北京・上海・深セン）・マレーシア（KL）
- JapanDesk
- ・ベトナム・シンガポール・台湾・香港
- ・中国（大連）・インドネシア・フィリピン
- ・米国（LA）・ミャンマー・カンボジア

URL：<http://www.miraic.jp/>